

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

令和二年八月二十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜 原 徹

第一号	認定番号
令和二年八月二十五日	認定年月日
埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番 一外百六十六筆	対象区域
埼玉県熊谷建築安全センター内	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所